

オピニオン

准看護婦制度に関して

中央区東支部 藤 永 明

日本医師会・各地医師会の公式見解と運動方針は、准看護婦制度の存続でありその養成の継続であります。しかし医師会員の皆がこの制度の存続を強く願っているかとなると疑問を感じるのは私だけでしょうか。実際いままでは准看護婦問題について深く考えたことはありませんでした。当院の看護職員のわずか4%（12名）が准看護婦であることを考えると、それも仕方ないことかもしれません。ただ病棟、外来、検査室でともに働く准看がおりましたから、同じ仕事内容をこなしながら給与の違いや役割に付くことのない彼女等を見ていて、なんとなく看護制度に関して違和感を持っていました。

ある事情で准看制度についての意見を求められた時、きちんとした自分の考えがなかったことに気づき、少し考えてみることにしました。しかし最初に述べたごとく准看護婦との接触はわずかであるため、少数意見であろうと思いますが、逆に気楽な意見が述べられるのかもしれません。

そもそも准看護婦制度の設立までさかのぼらなくては、この話は先が見えてきません。戦後間もないころは高校進学率が低く、高卒を条件とする看護婦の養成数は少数であり、また看護婦の多くは都市の大病院に勤務し、開業医レベルではとても雇える状況ではありませんでした。そのため国家試験の看護婦養成を待ちきれず、各地の医師会は民間での看護婦養成に乗り出し、昭和26年都道府県レベルでの試験で資格の得られる准看護婦制度が設けられました。その時代は日本全体が貧しく、多くの若い女性が中学卒で受験のできる准看試験を受けました。また高度成長期には准看護婦養成は著しく伸び、昭和32年に准看護婦から看護婦への2年養成課程が

創設されたにもかかわらず、いまや看護職員の40%（平成8年で約41万人）を占めるにいたっております。しかしこれはあくまでも民間病院・開業医の手助けとなる看護婦の養成が目的であるため、その定義は「医師、歯科医師、または看護婦・士の指示の元に……」であり、他にもいくつかの条件がつけられました。また看護そのものも家族が主体の時代であったため、准看護婦の教育の目的が医師の介助が主体であったことでした。その後、時代と医療環境が大きく変わりつつある現在、この条件が大きな問題となっているところです。制度存続の意義として、地方ほど看護婦は定着しない、准看廃止が本当に国民のためになるのか、過疎地のかかりつけ医は准看に依存している例が多いなどが医師会側の主張であります（小さい声としては看護婦は経営的に雇えない、あまり難しいことを知っていてもよい、などもあります）。一方看護協会側としては、准看護学生は病医院での勤務が入学の条件であり、勤務と勉学の両立が困難である、そもそも多くの医療関係者が現在の医療看護の進歩に対して准看護婦養成時間が不十分であると認めている、最近の多くの准看護学生にとって看護婦になるための二次的な選択であるなどの言い分があります。そのため平成8年准看護婦問題調査検討会が厚生省に設置され、准看護婦の資質向上に関する検討会報告と准看護婦の看護婦への移行教育に関する検討会報告がなされました。准看護婦の資質に関する検討では1,890時間とするカリキュラムの改正がおこなわれました（平成14年より実地）。移行教育では就業経験の長い准看護婦のなかに看護婦への道をあきらめざるを得なかったものが多く存在すると考えられるため、就業10年以上の

准看護婦が対象となり、5年間の時限措置となっております。この期間に対象となる30万人の准看護婦のうち、移行教育の受講希望者はアンケートから約11.7万人になります。移行教育方法は放送大学が中心となり、その後正式に看護婦の国家試験を受けることになります。看護婦養成2年課程は平成11年にすでに新カリキュラムに移行しており、高校衛生看護科も平成14年からは5年間一貫教育がすでに決まっております。准看護婦の資質向上に役立つことはもちろん、看護協会としては養成停止、看護婦養成の一本化につながる方向としてとらえていますが、日本医師会としての公式見解はあくまでも准看護婦養成の存続です。

今日本の医療制度は大きく変わろうとしています。介護保険の導入もそうですが、在宅医療の充実と病院の専門化です。在宅医療では開業医の役割は大変大きなものになるだろうと思います。介護福祉士、ケースワーカー、ヘルパー

などとの連携も必要な訪問看護の内容の高度化は、看護婦にとっても大きな飛躍が必要になるでしょう。また専門病院でのさらなる看護婦の専門職化(透析、循環器、内視鏡関係など)も進んでおります。とても准看学生、准看護婦、看護婦の3層構造では支えきれないのでないかと考えます。現在看護大学の開校が相次ぎ、修士学を持った看護婦の一般病院の就職も始まっております。認定看護婦・士の制度も生まれ新たに専門看護婦が出現している時代です。医療助手、看護助手などのパラメディカル制度の充実と拡大が必要であり、そのことによって看護婦は夢と希望に満ちて選んだ看護の職をまっとうできるのではないかと考えます。准看護婦に医療助手、看護助手、それに看護婦の仕事を期待するのは時代的な意味があったとしても、もはや将来的には存続すべき制度ではないと考えます。(札幌厚生病院)

〈表紙写真〉

「影」



コンタックス TVS

バリオゾナー 28—56mm/3.5—6.5

オート

平成9年8月、シャモニーのエギーユ・ド・ミディ山頂駅展望台(3,777m)から写す。素晴らしい晴天で、アルプスの山々が幾重にも重なって見渡すことが出来、急傾斜の陵線を何組ものパーティが下って行く。中にはザイルで結ばれた子供の影も見かけた。

前田 和夫 (西区支部)